

育児休業手当金請求書

所属所文書受付印

【 新規分 変更分 再取得分 】

共済事務担当者

決定金額 ※	決定日数 ※
円	日

組合員番号	所属所名															
(フリガナ)			対象となる子		氏名											
組合員氏名					生年月日	令和	年	月	日							
育児休業取得期間	令和	年	月	日	から	配偶者の育児休業取得の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
	令和	年	月	日	まで											
請求期間	当初期間		令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで				
	変更期間	短縮	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで				
		延長	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで				
	再取得期間		令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで				
短期掛金の基礎となる額	等級	第	級	標準報酬月額				請求金額				請求日数				
					円				円		● 別紙へ記入してください					

上記のとおり請求します。

公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

令和 年 月 日
(請求日は育休開始日以降)

請求者
(組合員)

住所

氏名

電話番号 (- -)

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属所所在地

所属所長 職・氏名

電話番号 (- -)

(別紙へ続く。)

注1 ※印欄は記入しないでください。

2 請求期間は、育児休業の対象となる子が1歳に達する日(誕生日の前日)までの育児休業取得期間です。父母が共に育児休業を取得する場合は、その子が1歳2か月に達する日までの育児休業取得期間について、1年を限度とします。

また、特別な事情(ホームページ掲載の「共済のしおり」を参照)がある場合には、その子が2歳に達する日まで延長されます。請求するときは、事前に共済組合へ問い合わせてください。(子が1歳に達する時点及び1歳6か月に達する時点で特別な事情に該当するか確認する必要があります。)

3 次の書類を添付してください。

ア 辞令の写し

イ 配偶者の育児休業に係る証明書〔整理番号20-1〕 ※父母が共に育児休業を取得する場合で父である組合員が請求するときのみ

ウ 世帯全員について記載された住民票(請求組合員の配偶者を確認するため続柄が記載されたもの。) ※父母が共に育児休業を取得する場合のみ

(別紙) 休業期間に係る請求金額の計算

1 請求日数の計算

【各月の請求日数】※ 新規の場合は週休日(土・日)を除いた日数、変更又は再取得の場合は当該期間に係る日数(週休日を除く。)

令和	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
		日		日		日		日		日
令和	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
		日		日		日		日		日

請求日数の合計 ① 日

①の請求日数のうち給付割合100分の67が適用される日数 ② (育児休業を取得した期間が通算180日に達する日まで)	日
①の請求日数のうち給付割合100分の50が適用される日数 ③	日

※ 請求日数②+③=①

2 請求金額の計算

(1) ①の請求日数のうち給付割合100分の67が適用される日数(②)の請求金額

標準報酬月額 円 ÷ 22 = 標準報酬日額 ア 円 (10円未満四捨五入)

標準報酬日額 ア 円 × 67/100 = 給付日額 ④ 円 (1円未満切捨て、給付上限日額と比較)

給付日額④又は給付上限日額 円 × 請求日数 ⑤ 日 = 円 … A

※ 請求日数⑤+⑥=②

● ②の日数中に標準報酬月額の変更又は給付上限日額の変更があった場合のみ記入する。

変更後の給付日額④'又は変更後の給付上限日額 円 × 請求日数 ⑥ 日 = 円 … B

(2) ①の請求日数のうち給付割合100分の50が適用される日数(③)の請求金額

標準報酬月額 円 ÷ 22 = 標準報酬日額 イ 円 (10円未満四捨五入)

標準報酬日額 イ 円 × 50/100 = 給付日額 ⑦ 円 (1円未満切捨て、給付上限日額と比較)

給付日額⑦又は給付上限日額 円 × 請求日数 ⑧ 日 = 円 … C

※ 請求日数⑧+⑨=③

● ③の日数中に標準報酬月額の変更又は給付上限日額の変更があった場合のみ記入する。

変更後の給付日額⑦'又は変更後の給付上限日額 円 × 請求日数 ⑨ 日 = 円 … D

(3) 総請求金額の計算

A+B+C+D= 円

注1 育児休業手当金の支給対象期間において、月の途中から育児休業を取得又は復帰した場合、通勤手当については、休業日を含めた期間分が支給された(日割計算されない)ときは、育児休業手当金の調整対象とはなりません。